

宇都宮市農業委員会 第6回定期総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月2日(木) 開会 午後4時00分
閉会 午後4時43分
- 2 開催場所 宇都宮市役所 14階 14D会議室
- 3 出席者
 - ・農業委員21名
田代委員, 金田(典)委員, 櫻井委員, 刈部委員, 佐藤委員, 篠崎委員,
天谷委員, 吉澤(聖)委員, 関根委員, 本多委員, 塩田委員, 相澤委員,
平出委員, 恩田委員, 岩上委員, 駒場委員, 金田(裕)委員, 鎌倉委員,
手塚(孝)委員, 入江(正)委員, 福田委員
 - ・農地利用最適化推進委員24名
菊池委員, 齋藤(勝)委員, 齋藤(正)委員, 高橋委員, 森田委員, 上田委員,
福富委員, 小野口委員, 篠原委員, 入江(武)委員, 大島委員, 青柳委員,
小島委員, 鮎澤委員, 伊澤委員, 富貴澤委員, 笹沼委員, 田口委員,
小林委員, 増淵委員, 阿部(則)委員, 菱沼委員, 坂本委員, 手塚(典)委員
- 4 欠席委員
 - ・農業委員 2名
竹原委員, 村田委員
 - ・農地利用最適化推進委員 5名
床井委員, 野澤委員, 阿部(律)委員, 吉澤(稔)委員, 永岡委員
 - ・欠員2名
農業委員1名 農地利用最適化推進員1名
- 5 議事録署名委員2名
佐藤委員, 天谷委員

事務局 宇都宮市農業委員会第6回定期総会を開会いたします。
現在の農業委員の出席委員数は、会議規則に定める出席者数に達しておりますので、本日の総会は、成立することをご報告いたします。

事務局 続きまして、次第2「宇都宮市農業委員会憲章」の唱和ですが、本来、ご唱和いただくところですが、新型コロナウイルス感染対策の観点から省略とさせていただきます。

事務局 次に、次第3「会長あいさつ」をお願いいたします。

会 長 宇都宮市農業委員会第6回定期総会の開会にあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、農業委員会の事業にご尽力をいただいていることに、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、2月にロシアがウクライナへの侵攻を開始しました。間もなく1年を迎えようとしていますが、この間、不安定な為替相場やエネルギー資源の高騰により物価が上昇し、農産物の消費が低迷するなどの影響を及ぼしております。このような中、農業経営においても、肥料・飼料をはじめとする農業生産資材も高騰しており、生産者にとっては大きな痛手となっております。様々な課題は多くありますが、農業委員会の重点業務である、「農地利用の最適化」の取組みとして、農地の保有・利用状況や所有者の意向を把握し、農業者等の協議の場で情報提供を行うほか、目標地図の素案を作成するなど、地域における今後の農業について、農業委員会が担う役割が、ますます重要となっております。我々、第24期委員の任期も残り半年余りとなりました。農業委員会は、農業委員会憲章に掲げている通り、優良農地の確保と効率利用や農地利用の最適化などを推進するため、農業委員・推進委員が一丸となって、さらに取り組んでいかなければならないと思っております。引き続き積極的な活動を展開してまいりたいと考えておりますので、皆様には、なお一層のご尽力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本年も実り多き良い年となりますよう、心より祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局 次第4「議長の選任」に入ります。議長につきましては、宇都宮市農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となると規定されておりますので、

会長に議長をお願いいたします。

会 長 暫時、議長を務めさせていただきますが、円滑な進行に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

議 長 それでは、次第5「議事録署名委員の選任」に入ります。
会議規則の定めるところにより、議事録署名委員2名を選出したいと思いますが、議長が指名することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないので指名いたします。
議事録署名委員は、5番 佐藤有俊委員、6番 天谷玉枝委員の2人をお願いします。

次第6「議事」に入ります。議案第1号宇都宮市農業委員会「農地利用等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 宇都宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)についてご説明いたします。

最初に、今回の改正の理由についてご用意した資料「改正農業委員会等に関する法律(令和5年4月1日施行)」を基にご説明いたします。今回、農業委員会法が改正され農地等の利用の最適化に係わる指針の部分が改正になり、併せて国の方から令和5年3月末までに指針を改正するように示されました。改正に係わるのは第七条で資料のとおり「第七条農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めなければならない。」と変更になり、義務化されました。指針に掲げる事項ですが「二 推進の方法」に括弧書きの部分が新たに追加されたところでありますが、こちらにつきましては、地域計画が定められている場合には農業委員会として果たす役割を付け加えるというものであり、地域計画は今後作成していくものとなりますので、法律上は改正になりましたが今回の指針の改正に影響がない部分でございます。「三 第1号の目標の達成状況の評価方法」については、新たに加えると示されたものでございます。「2 農業委員会はその区域内における農地等の利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、前項の指針を変更しなければならない」についても新たに加えられたところです。

以上が指針に関する法律の改正箇所になります。

これを踏まえまして、宇都宮市ではどのように改正していくのかをご用意した資料「宇都宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」」を基に、現行と改正案を見比べながらご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。まず、「第1 基本的な考え方」ですが、現行の2つ目の段落「宇都宮市では、鬼怒川水系を中心とする豊かな水資源や10,000ヘクタールを超える肥沃で広大な農地を活かし、米、イチゴ、梨、トマトなど多くの農産物が生産されているが」を宇都宮市の食料・農業・農村基本計画の文面に合わせて改正案は「宇都宮市では鬼怒川水系を中心とする豊かな水資源や10,000ヘクタールを超える肥沃で広大な農地を活かし、米を基幹作物とし、園芸、果樹、花き、畜産など、多岐に渡る高品質な農作物が多く生産されているが」といたします。

1 ページから2 ページ目に続く3つ目の段落「その上で、意欲ある担い手の効率・効果的な土地利用を図るため、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業など活用しながら意欲ある担い手への面的な集積の促進を市や市農業公社と連携し進める必要がある。」を国から修正案が示されていることから、改正案では「その上で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法第19条第11項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づき、市や公益財団法人宇都宮市農業公社等、関係機関と連携して、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地利用の集積・集約化を推し進める必要がある。」と地域計画を含んだ表現にしています。

現行の4つ目の段落「また、これまでの調査結果などを踏まえると」とあるところを「また、これまでの調査結果などから」と軽微な変更をしています。

現行の5つ目の段落「以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、宇都宮市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。」を、改正案では「以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一

体的に進めるため、宇都宮市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。」とし、法改正により指針に定める目標と推進方法、達成状況に対する評価方法を加えています。

現行の6つ目の段落「なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、その方針を踏まえ、策定年度から10年後の令和9年を目標とし」を改正案では、「なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する栃木県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、改正基盤法第6条第1項に規定する宇都宮市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想及び「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、令和8年度末を目標とし」としました。

現行の7つ目の段落「また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。」を昨年2月に活動の目標とする基準が変更になったので、改正案では「また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。」としています。

3ページをご覧ください。現行の「第2 具体的な目標と推進方法」ですが、改正案では「及び評価方法」を追加しています。

現行の1つ目の段落「地域性を考慮し、」の中にJAうつのみやとありますが、改正案では宇都宮農業協同組合に名称を変更しました。

「1 担い手への農地利用の集積・集約化について」にて、現行では上段を指針策定時、下段を今回見直しとしておりますが、改正案では、上段を平成30年2月、下段を令和3年3月と具体的な時期に変更しています。

4ページをお開きください。現行の「(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法」にて、「① 地域会合の開催支援について 農業委員会は、「実質化された人・農地プラン」を具体的に進めるため、市や関係機関と連携しながら、農業委員・農地利用最適化推進委員は地域会合の開催に協力し、参加するとともに、進行や意見を集約するコーディネーター役を担うなど話し合いの活性化に資するよう、農地の保有及び利用の状況、その他農地の効率的な利用に資する情報の提供を行う。」としていますが、地域計画を策定していく中での農業委員会の役割を記載するため、改正案では「① 「地域計画」策定への支援について 市が「地域計画」を策定するにあたり、農業委員会は、農地の保有・

利用の状況や所有者等の意向を把握し、農業者等の協議の場で情報提供を行うほか、目標地図の素案を作成するなど、「地域計画」策定に向けて支援する。」としています。

4 ページから 5 ページにかけて改正案に「(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法」を法改正に伴い新たに加え、「担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。」としています。

現行の「2 遊休農地の発生防止・解消について」では、上段を指針策定時、下段を今回見直しとしておりますが、改正案では、上段を平成 30 年 2 月、下段を令和 3 年 3 月と具体的な時期に変更しています。

6 ページをお開きください。現行の「利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し」を、国のシステムの名称に変更がありましたことから改正案では、「利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステムに反映し」としています。

現行の「③ 現場活動等の強化について」では、「遊休農地等の発生防止・早期発見等の農地の適正な利用の確認に関する現場活動は、推進委員等の活動の一環として随時実施するものとする。」としていますが、現場活動という表現が分かりにくいこと、委員の皆様におかれましては日常的に活動いただいていることから、改正案では「遊休農地等の発生防止・早期発見等の農地の適正な利用の確認に関する農地パトロールや情報収集は、日常的に実施するものとする。」としています。

現行の「④ 非農地判断について」では、「利用状況調査と併せて実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類に区分された荒廃農地のうち」としてありますが、荒廃農地調査が利用状況調査と一本化され、B 分類とも表現されなくなりましたので、改正案では、「利用状況調査によって、再生利用が困難な農地と区分された農地のうち」としています。

7 ページをご覧ください。改正案には、「(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。」を追加しています。

8ページをお開きください。現行では「県農業委員会ネットワーク機構や（公財）栃木県農業振興公社と連携するとともに、市や農協等からの情報収集や広報紙なども活用するなど」を、改定案では、「栃木県の農業委員会ネットワーク機構や農地中間管理機構等と連携するとともに、市や宇都宮農業協同組合等からの情報収集や広報紙なども活用するなど」とし、団体名を正式名称にしています。

改正案の次の段落に、「(3)新規参入の促進の評価方法」を法改正に伴い新たに加え、「新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。」としています。

現行の「第3 その他諸施策」では、「情報の公表、ホームページへの掲載や農業委員会広報紙「きずな」を年3回程度発行し、農業者への情報提供に努める。」としていますが、改正案では、「宇都宮市ホームページへの掲載や宇都宮市農業委員会広報紙「きずな」を年3回程度発行し、農業者への情報提供に努める。」としています。

以上が指針改定の内容で、改定日を本日2月2日としています。

議長 議案第1号についてご質問等がありましたらご発言願います。

委員 3点質問があります。1つ目、1ページ目の「地域計画」とありますがいつ作成したものを言うのか。2つ目、2ページ目にある指針の目標を策定年度から10年後の令和9年を令和8年度末に改正するのであれば、3ページ、5ページ、7ページの各表の市の目標の最後にある10年後目標となる部分は、令和8年度末と変えるべきではないか。3つ目、要望になりますが、6ページにて速やかに農業委員会サポートシステムに反映するとあるが、現在宇都宮の部分の農地ナビでみると更新が遅いので早く更新していただきたいです。

事務局 1つ目の1ページ地域計画ですが、宇都宮市では来年度から作成にはいりますが、国の方で2年と期限が決められていることから令和7年3月末までに作成し、公表になります。2つ目については、文章中の表現として令和9年から令和8年度末に変更しております。3つ目でご要望いただいた件につきましては、随時更新するよう努力してまいります。

議 長 そのほか、ご意見はございますか。

委 員 (意見なし)

議 長 それでは、議案第1号 宇都宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、会議次第7の報告事項に移ります。報告第1号、報告第2号は関連がありますので、一括して説明を求めます。報告第1号「農業委員会事業実施報告について」、報告第2号「農業委員会関係会議出席報告について」、事務局から説明願います。

事務局 (報告第1号 農業委員会事業実施報告について、
報告第2号 農業委員会関係会議出席報告について説明)

議 長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆様から何かございますか。

委 員 (意見なし)

議 長 それでは、これをもちまして議長の職を下ろさせていただきます。長時間にわたり、慎重な審議をありがとうございました。進行を事務局に返します。

事務局 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、宇都宮市農業委員会第6回定期総会を閉会いたします。慎重な審議を賜りありがとうございました。

(閉会：午後4時43分)